

## 三次市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年9月29日(火)  
開会 午後 4時00分  
閉会 午後 6時00分
- 2 会 場 三次市役所本館 3階会議室
- 3 出席委員 教 育 長 松 村 智 由  
委 員 小 根 森 直 子  
委 員 深 水 顕 真  
委 員 井 岡 直 美  
委 員 藤 井 皇 治 郎
- 4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦  
学校教育課長 大 原 哲 也  
教育委員会事務局付課長 赤 木 実  
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦  
教育総務係長 伊 藤 浩 司  
文化と学びの課主査 迫 あ す か
- 5 議事日程
- (1) 議案第27号 三次市学校規模適正化検討委員会委員の委嘱について(非公開)
  - (2) 議案第28号 三次市学校規模適正化検討委員会への諮問について(公開)
  - (3) 議案第29号 令和3年度就学児等の措置について(非公開)
  - (4) 報告1 三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部改正について(公開)
  - (5) 報告2 三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領の一部改正について(公開)
  - (6) 報告3 (仮称)三次市新学校給食調理場整備計画(案)について(公開)

教育総務係長 ただいまから教育委員会会議を開催する。教育長の報告をお願いします。

松村教育長 今いろいろな中身のことが新聞報道やテレビなどでも取り上げられているが、全国的な話題について話をさせていただく。お手元の資料に、学校での1人1台端末配備、自治体2%が完了というのがある。今日ここに示した4ページの資料は教育新聞の記事である。そこにあるように、文部科学省は、9月11日、学校に1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク導入を進めるGIGAスクールの実現に向けた調達などに関する状況について発表し、8月末では、パソコンタブレット端末の導入は全国自治体のうち2%が完了しているということである。三次市では、年が明けて1月から、各学校で1人1台を配備し使っていけるように、調整を進めている。国が言うように、新型コロナウイルス感染症が今後また蔓延し、やむを得ず自宅で学ばないといけない状況となった時に、間に合うよう進めているところである。資料の裏面、これを家に持ち帰り、臨時休業時に使う際どのようにするのかについて、これまで文部科学省では、各自治体でルールを定めて持たせるように言っていたが、この9月11日の通知において、全国で持ち帰らせている事例なども挙げながら、何時間使ったら遠くを見るとか、使用の時間を決めるとか、こういうことに注意をするよという例示を出している。三次の方でも、持ち帰らせる状況も含めて検討をしていかなければいけないので、これらも参考にしながら、三次としてのルールを決めていきたいと考えている。通信環境については、現在、教育指導係で上限を1万円とした補助を行っているので、その活用に関する問い合わせや申請書類の提出に来られている。最後に、今朝の新聞報道にも載っていたが、小学校高学年からの教科担任制について、令和4年度を目途に導入をしていくということで掲載があった。ただ、これは、中央教育審議会の初等中等教育分科会が中間まとめの案として出してきたものが載っているもので、これから国で話を詰めながらやっていくものである。ただそうなれば、これまで小学校の教員であれば小学校の免許しか持っていなかったものが、今度は小学校・中学校の複数免許をもつことになり、大学でもそういう教育をしっかりとしていくということである。現在

では、国公立へ行けば、小学校、中学校、高等学校の免許を持って卒業することができるようになっているので、これから、大学の授業、カリキュラムも含め、改革がなされていこうかというところだと思う。また、情報提供をさせていただき、市内の状況を共有していく。

教育総務係長 それでは、以降の進行を教育長にお願いします。

松村教育長 これから議事に移る。本日の議案は、議案第27号については、人事案件のため、議案第29号については、児童生徒の個人情報を含む案件のため、公開になじまないと判断する。ついでには、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により非公開が適当と考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし一

松村教育長 本日の教育委員会会議へは傍聴の申し出がある。議案第27号と第28号は関連性があるため続けて審議し、その後、公開案件の報告を先に受けたのち、非公開案件である議案第29号を審議することとしてよろしいか。

委員一同 一異議なし一

議案第27号 三次市学校規模適正化検討委員会委員の委嘱について  
(人事案件のため、非公開)

松村教育長 それでは、続いて議案第28号を審議する。本日は傍聴の申出があり、傍聴の申出者は、三次市教育委員会傍聴規則第2号による傍聴の手続きを行っていること認め、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により傍聴を許可する。

一傍聴人入室一

松村教育長 ここから、議案第28号、報告1、2、3を公開で行う。傍聴の方は、お渡ししている注意事項をよくお読みいただき、静粛に傍聴していただくようお願いする。それでは、議案第28号について事務局の説明を求める。

学校教育課長 三次市学校規模適正化検討委員会への諮問について、別紙のとおり提案するものである。これは、三次市教育委員会教育長から、三次市学校規模適正

化検討委員会委員長に対しての諮問書である。「三次市立小・中学校のより良い教育環境を整備し、充実して学校教育の実現を資するため、三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱第3条の規定により、下記の事項について諮問します。」というもので、諮問事項は、(1)三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する事項である。

小根森委員 決まっていれば、この検討委員会がいつからいつまでの間で、何回くらい開催され、具体的にどのような内容を検討されるのか教えてもらいたい。

学校教育課長 この検討委員会は、10月から3月までの今年度中で検討していただく予定である。毎月1回程度のペースで考えており、6回分の予算を計上している。内容については、前回検討委員会で検討していただいたものを基に、再度、小学校、中学校も含めた学校規模の適正化について検討していただくものである。

小根森委員 前回の内容を検討ということで、新たな検討はないということによいか。

教育次長 前回、小学校の規模、統合を考える時期について答申をいただいた。中学校については、中学校の区域がコミュニティを形成する区域であるため、今回は検討しないという答申をいただいている。あれから10年が経過し、児童生徒の人数も変わっていく中で、前回の答申を現在でも1つの基準としていいのかどうか、検証してもらおうということが中心になるかと思われる。この検討委員会を開催することで、すぐに学校の統合に繋がるというものではない。

深水委員 諮問書自体は非常に大まかな枠しか示してない。今言われたような具体的な内容、例えば10年経って、10年前の答申を検討してみるといったことを具体的に入れていった方がわかりやすいという気がする。もう一つ大きく変わったのは、今年のコロナの問題である。その中で、リモート授業やオンライン授業が現実のものとなってきた。その要素もしっかりと検討していただき、そうなってくると、物理的地理的な学校の位置というものの意味合いも全く変わってくる。そういったことも、せつかく6回の会議を開催されるのであれば、その中で十分に検討していただきたい。10年前どころか、去年と今年でも、このコロナが影響して大きく変わってきている。その要素をしっかり加えていただき、学校とはいったい何なのか

をもう一回根本的に話し合えるような場にしていただきたいと思います、いかがか。

松村教育長 深水委員から、今置かれている学校の状況について、例えば、今回は新型コロナウイルスが大きく影響し、学校が余儀なく休校せざるを得なかったというような状況の中で、三次市も、リモート授業や遠隔授業などICT化の検討を進めており、国の行っているGIGAスクール構想も含め、機器の整備も予定している。そういった中で、これからの学校の在り様というもの、この規模適正化検討委員会の中でテーマとして挙げ、具体的にどのようなものを話し合っていたか、ご意見をいただくかということ、事務局で考えてみて、我々も共有させてもらえばと思うがどうか。

学校教育課長 先ほど深水委員から言われた意見も、具体的にこの諮問事項に記載して、検討していただくようにしていきたいと思う。文面については、また後程確認していただければと思う。

松村教育長 では、具体的なところは、後程確認いただくということでよろしいか。

小根森委員 ひとつお願いしたい。この委員会は各団体から推薦者を出していただいて編成をしてもらっている、持ち帰ってしっかりと意見を交換してもらい、いろいろな方の意見が反映するようなものにしてもらいたい。

松村教育長 参加される委員の皆さんのそれぞれの立場での考えをしっかりと聞かせていただき、よりよい方向性を見出していきたいという意見であったと思うので、事務局で対応をお願いしたい。それでは、議案第28号については、事務局から提案があったものに具体的な部分を加え、またご検討いただいたもので、諮問させていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同 ー承認ー

松村教育長 それでは、議案第29号についてはのちほど審議するため、続いて、報告1について、事務局の説明を求める。

学校教育課長 三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について報告する。改正内容は、前回、平成21年度に委員会を設置した際には、出席委員に対して、報酬で支払いをしていたが、報償費で支払うことがより適切であるということで、報償費の支払いについて定める改正である。三次市報償費支払い基準に基づいて支給をするということと、費用弁償に

ついでの規定を入れている。改正内容については、第7条から第9条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げて、第7条に、報酬の規定を加えたものである。施行日は、令和2年9月8日からである。

松村教育長 質問等ないか。なければ、報告1についてはよろしいか。

委員一同 一了承一

松村教育長 続いて、報告2について、事務局の説明を求める。

学校教育課長 三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領の一部を改正する告示について報告する。改正理由は、様式第1号「学校選択希望届出書」と、様式第3号「学校選択希望変更届出書」に必要な項目を追加しようとするものである。改正内容は、様式第1号及び第3号に、郵便番号、ふりがな、男女の別の記載を加えようとするものである。施行日は、令和2年9月8日からである。

松村教育長 質問等ないか。なければ、報告2についてはよろしいか。

委員一同 一了承一

松村教育長 それでは、報告3について、事務局の報告を求める。

教育次長 (仮称)三次市新学校給食調理場整備計画(案)について、報告する。3月の教育委員会会議で、教育委員会としての整備方針を決定していただき、この方針に基づいて、整備計画(案)を策定した。この案について説明させていただきます、ご意見、ご質問等をいただきたい。まず、名称については、(仮称)三次市学校給食調理場整備計画(案)とさせていただいている。ここからの説明は、新調理場、新しい調理場という表現をさせていただく。整備計画案について、1 現状と課題から、5 整備スケジュールまでの5項目立てしている。それでは順次説明する。まず、1 現状と課題について、1 ページから3 ページまで記載している。三次市内には単独調理場が2施設、共同調理場が10施設あり、小学校21校と中学校12校のうち7校の計28校へ給食を提供している。旧市内の中学校5校においては、平成13年から民間委託による選択制のデリバリー給食を提供しているという現状を記載している。そして、旧市内の6施設の中には、昭和56の建築基準法改正によって定められた、新耐震基準に準拠していない施設が4施設あり、老朽化が深刻な状況にあるということを記載している。ま

た、旧市内の学校給食調理場は、大量調理施設衛生管理マニュアルや学校給食衛生管理基準の施行前に建設され、すべてこれらの基準に準拠していないという現状である。また、防災面では、複数の調理場がハザードマップに定める浸水想定区域内に存立しているという現状を記載し、学校給食を安全・安心な、衛生的に、可能な限り同じ条件で、安定的に継続して提供していくために、施設整備、将来の児童・生徒数、運営面など、様々な観点から検討を行い、今回、整備計画を策定するという経過を記載している。資料1で、旧三次市内の学校給食調理場の現状を記載、資料2は、旧三次市内の児童生徒数の推計を示している。令和2年度は実数を記載し、令和3年度以降は住民基本台帳からの数値である。教職員数については、現時点で将来の数値は見込めないため、同数の412人を記載している。資料3については、旧市内5中学校で実施している、選択性のデリバリー給食の利用率を示したものである。次に、2 整備の方針について、3ページから6ページまで記載しており、(1) から(5)まで、5項目を挙げている。まず、(1) 安全な学校給食の提供として、ア、イ、ウの3点を挙げている。アは、「老朽化し、安全基準を満たさない施設の改善」として、老朽化が深刻で、現在の学校給食安全管理基準に適合していない、栗屋・三次・八次・田幸の4つの学校給食共同調理場と、十日市、川地の単独調理場を廃止して、新学校給食調理場を新設して、学校給食衛生管理基準に適合した衛生水準を確保し、安全・安心な給食を提供できる施設とするとしている。続いて、イには「食物アレルギーへの対応」を記載している。食物アレルギーのある児童・生徒が安心して給食を食べることができるように、除去食を基本とした、食物アレルギー対応食を提供する。他の献立と完全に分離した専用調理室を設ける。現在は、三次市学校給食危機管理マニュアルによって実施をしているが、引き続き、安全に配慮するために、ソフト面に合わせて、ハード面も整備していきたいと考えている。現在の調理場は、アレルギー対応食のラインを完全に分け、現場の調理員が安全に配慮してくれているが、やはり一つの部屋の中にあるということもあるため、今回調理場を新しくすることを機に、アレルギー対応食については、完全に別室で行うように、ハード面の整備を行いたいと考える。

次に、ウは「食中毒防止と感染症対策」として、食中毒防止のため、学校給食衛生管理基準に適合した衛生水準を確保するとともに、HACCPの概念に基づき、大量調理施設衛生管理マニュアルのほか、三次市学校給食危機管理マニュアルを遵守して実施する。ハード面においては、新型コロナウイルス感染症等の感染防止のために、十分な作業スペースを確保するとともに、常時換気が可能な換気設備を整備していきたいと考えている。

次に、(2) 全小中学校への給食提供として、現在、旧三次市内の5校、三次・十日市・塩町・八次・川地中学校においては、選択制のデリバリー給食を実施しているが、やはり給食はできるだけ同じ条件での給食提供をすることが必要であると思う。そのため、新調理場の建設を機に、旧市内の中学校へも、調理場からの給食の提供を可能とすることで、全小・中学校へ新調理場から給食の提供をさせていただきたいということを方針として記載している。

次に、(3) 地産地消の推進として、これまで取り組まれてきた田幸地区、川地地区の取組をはじめ、既存の生産者グループの取組については、日頃から学校給食で大変お世話になっており、こういった取組は尊重し、新しい調理場でも継承していきたいと思っている。さらには、学校給食に必要な三次産の野菜・果物等の安定供給を図るために、JA三次と協議を行ってきた。その結果として、今後、JA三次、生産者、栄養教諭や栄養士、または市で、学校給食に安定的に食材を供給していただけるように研究、協議していく協議会、(仮称)学校給食食材安定供給協議会を新たに設立し、これまでは他所から購入していた食材について、生産者とJAと協議し、何とか生産していただけないかというような取組を行っていききたい。そのことによって、生産者の拡大や、販路の拡大などにつなげ、地元食材を使うということを継続して協議し、地産地消率のアップにつなげていきたい。そこで大切となる、生産者と調理場の調整を担う機能、または人を、今後、検討していきたいと考えている。この協議会の設立については、今後スケジュール感を持って、供用開始までに、事業供用開始後も、継続した取組を行っていききたい。

続いて、(4) 食育の充実については、食育とは、調理場の規模や建設場所、建設箇所数に関係なく、学校で取り組む食育指導に、給食としての役割を果たす必要がある。

給食を通じて食の大切さを学び、正しい食習慣を養うために、児童生徒の発達段階に応じた献立を研究するとともに、栄養教諭による食に関する指導内容や体制を充実させていきたいと思う。また、食育を推進する一つの手段として、栄養教諭や栄養士がテレビ会議システムを活用して、各学校でオンライン授業による食育教育も行っていきたいと考える。これまではなかった方法だが、そういったものを整備することによって、効果的な食育が推進できるものと考えている。イメージ図を掲載している。調理場と保護者のラインに、調理場の見学と記載しているが、現在の調理場は、調理室の構造上、調理の過程をすることができない。新しい調理場ではこういった見学コースや試食ができるスペースを確保することによって、給食の見える化を実現して、施設内の食育環境の充実にも努めていきたい。調理場、生産者、保護者、学校が相互に連携し、情報共有していきたいと考えている。次に、(5) 将来の財政負担の軽減について、現在の学校給食調理場を再編し、新しい調理場を整備することによって、施設整備費用及び管理運営費用を抑制し、将来の財政負担の軽減を図っていきたいと考えている。次に、3 施設の概要について7, 8 ページに記載している。まず、(1) 施設規模については、提供可能食数が1日当たり4, 000食規模である。これは、令和5年度の児童生徒数と教職員数の10%を余裕食数と見込み、500食単位ということで、4, 000食規模としている。対象校は、小学校12校、中学校5校、いわゆる旧三次市内である。構造は鉄骨造、延床面積は約3, 000㎡、諸室として、調理場に必要部屋に加え、見学スペースや試食スペース等を入れている。表を掲載しているが、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分することになっているので、新しい調理場では、こうしたところはきちんとハード面の整備を行い、学校給食衛生管理基準に準拠したものとしていきたいと考える。次に、(2) 整備用地について、所在地、建設候補地として、三次市四拾貫町内 種鶏場跡地を計画している。選定の要件としては、①三次市防災ハザードマップにおける浸水想定区域外にあり、浸水や土砂災害等による被害の可能性が低いこと。②騒音、臭気等で整備用地周辺に与える影響が少ないこと。③用途地域が工業地域、準工業地域に該当又は指

定なしの用地であると。④配送校において、調理後2時間以内で喫食が可能であること。この4点を考慮し、四拾貫町内の種鶏場跡地を建設候補地としている。次に、(3)概算事業費及び財源については、概算事業費が27億900万円、事業費には、調理場建物本体と183号線からの進入路の整備及び上下水道工事、また、什器や調理機器等の備品などを含めている。その他の1億2,000万円については、配送先の学校の工事等を予定している。財源は国庫支出金、起債及び一般財源を予定している。次に、4 施設の運営について、9ページに記載している。新しい調理場の運営については、現在と同じように、市が食材の調達、そして献立の作成を行っていくように考えている。現在の調理場は校長が場長を兼務しており、また、学校事務職員が給食に関する事務を学校で行っている。学校から離れたところにある調理場もあり、場長と調理場のスタッフ、或いは事務職員と調理場のスタッフが離れたところに在席するということで、連携を取りにくいということもある。新しい調理場ではこういったところを改善し、体制を整えていきたいと考えている。新しい調理場には、場長と事務職員を新たに配置したいと考えている。次に、5 整備スケジュールについて、同じく9ページに記載している。令和5年度の2学期供用開始を目指して、今後、保護者アンケートを実施し、意見を伺う中で整備計画を確定させていただきたいと思う。12月議会での設計監理委託料の補正予算要求を考えている。議決となれば、建物の整備について、用地測量造成工事設計、建物の基本設計、実施設計を、令和2年度から3年度、造成工事及び建物整備工事を令和4年度から5年度にかけて実施する予定である。今後、こういったスケジュールで進めていきたいと、この整備計画案の中では考えているところである。教育委員の皆様には、本日の説明についてのご意見やご質問をいただき、また今日資料を持ち帰りいただき、また後日にでもご意見、ご質問をいただければと思う。今後、保護者アンケートを実施する中で、修正すべきものは修正していくので、併せて教育委員の皆さんの意見を反映させていただきたい。

藤井委員 地産地消の推進というところで、私も今年5月から教育委員をさせていただいているので、これまでの経過は一切、委員会の中での会話はわから

ないが、先日の新聞にも出ていた、4,000食の大きなターミナルのようなものは必要でないという、そうじゃないやり方もどうかという意見があるのは、皆様もご存知の部分だと思うが、その中で、今、説明があつた中に、JA三次を中心に、関係者であつたり行政であつたり、農家さんであつたりが今取りまとめているらっしゃる、もともとの素材の部分については、各地域でいろんな差があると思う。お米が得意な分野があつたり、葉物野菜が上手なところがあつたりブドウが上手なところがあつたりが、三次の良さだと思うが、令和5年度に稼働予定となった時に、本当に担い手や、農地の改革が、1年、2年では絶対できないことだと思うが、その辺の進捗状況や、各地の生の状況っていうのはどの辺まで、話ができているのかと思う。一方的にこう言われたが、自分たちはこう思っているというだけの意見の食い違いではなくて、本当に、ここまでちゃんと練り合わせていってるといふものは何か教えていただける部分があるか。

教育次長 現在、各調理場でどれだけの食材を使っているかというデータを元に、現在、三次で作られているもの、また、今は他所から購入しているものがどれだけあるかというのを、調理場ごとに集計をしており、今言われた通り、この地域では葉物ができる、けどこの調理場ではこうであるというものをデータとして持っている。他所から購入しているものを、今後生産者の方にお願ひして、どういった形で作っていただくか、協議会を作って、今後協議をしたいということで、JA三次と話をしており、今では、JAの皆さん、積極的に前向きにやっつけようという返事をもらっている。今後、実際にそういった組織を立ち上げるところから始めて、とんとん拍子にいけば、来年度には、そこへ入ってくださる方を募り、集まってくださった方で、どこでどんなものを作れるかというような計画を作りながら、進めていきたいということで、これは言われるように、スケジュール感を持ってやらなければいけないと思っている。

小根森委員 今日初めて見せていただいたが、これまでの会議での話し合いが端的に的確にまとめられていると思うが、加えていただきたいものが少しある。特に策定委員会の提言の方から、リスク管理に関してすごく話があつたと思う。特に、水の問題とかをどういうふうに考えていくとかいうこともど

こかに加えていただけたらと思う。また、施設運営のところになるが、こうやって場長や事務職員の人材を集めていただいているのは大変いいことであるが、市民とか学校、保護者の皆さんの意見を反映しながら運営していくべきだと思う。そういった仕組みづくりについてもちょっと加えていただければと思う。

教育次長 リスク管理については、整備計画に書く、書かないは別として、その想定されるリスクというのは、一つひとつピックアップしながら、それにどう対応するかというのは、きちんとしたものを持っておく必要があると考えている。また市民、学校関係者、保護者の皆さんの意見をということだが、新しい調理場になってから、今各学校にある給食委員会をどういう形で継承させていくかというところが、これからの検討課題であろうと思う。その委員会には保護者の方もおられるので、そういったところを中心に、こういった形で展開していくのかという中で考えさせていただきたいと思う。また、献立検討委員会も今やっているので、これも引き続きするように、検討していきたいと考えている。

小根森委員 もう1点。施設規模について、延床面積が3,000㎡となっているが、視察に行かせてもらった東広島の調理場では、これだけの広さがあってもまだ足りないと言われていた。この3,000㎡というのは、東広島の施設と比べてどうなのか。

教育次長 東広島が2,650㎡なので、それより少し大きい。東広島というのが類似施設ということで、そこを参考にさせてもらうが、現段階で設計を行っていないので詳細なところはわからないが、先進類似施設ということで、3,000㎡程度のものをということで計画に入れさせてもらっている。

小根森委員 用地を選ぶにあたって、やはり十分な広さが確保できる場所であることが大事であると思う。衛生面から見ても、子どもたちがそこで勉強させてもらうということでも、広いものにしてもらいたい。

松村教育長 衛生面等も含めて、場所の確保を検討してもらいたいという意見であった。また、最初に述べられたリスク管理については、例えば、場長や、栄養教諭や栄養士、調理員など、現場で実際に携わっている方々の意見等もしっかりと踏まえ、参考とすることも重要であり、特に、アレルギー対応

をしていくということについて、これまでも何度か話が出たが、そういう中でも、例えば専門医や、保護者との綿密な連携、これまでも学校等で栄養士や養護教諭と担任が一緒になってやってきた部分を、これもしっかりと継続、発展してもらえるようにやってもらいたいというところに繋がる意見であった。その他質問、意見等あるか。

深水委員 読ませていただき、これまでの長い議論を非常にわかりやすく端的にまとめていただいたと思う。読ませていただく中で、これまで抱えていた給食調理場の問題、それに対してどう解決を与えていくかがよくわかる。多分これまでの問題の中では、例えば、安全性、設備の老朽化、それから衛生の問題、アレルギー問題について、新しくよいものを作ることによって解決していこうという姿勢は非常によくわかるし、この財政難の中で非常に練られた計画だと思う。一方で、せつかく新しいものを建てるなら、これができたらこんな新しいことができるという要素を、もう少ししっかり押し出していきたいと考える。これまでの会議の中で繰り返し言ってきたが、私たちが作ろうとしている三次市の調理場は、一番新しい調理場となる。日本の中で一番新しく、一番良いものを作るという気持ちが非常に大切だと思う。現状の問題を新しい建物で解決するだけではなく、一歩踏み出していくというところが欲しい。この整備計画の中では、そういうわくわく感というところが少し薄いという気がした。新しさというところでは、5ページの「地産地消の推進」から6ページの「食育の充実」に向けてのところが、非常に大きな要素になってくる。今回は、計画案の中に、ICTの活用とか、非常にいい言葉として「給食の見える化」という言葉が出てくる。こういったところをしっかりと前に押し出していきたい、新しいものができるたらこんなことができるという要素を盛り込んでいきたいと考える。具体的に言えば、この試食という要素、でき上がった給食をみんなが食べて、みんなでおいしいねという、自分たちが作ったものがこうなる、調理場で作ってもらったものがこうなっていくということ、みんなが共有できることが非常に大切だと思う。6ページの「試食の充実」には、「試食スペースの確保」とあるが、次のページでは、その試食スペースが、「会議室（試食スペース）」になっている。ちょっと弱まっ

ているという印象を受ける。試食スペースをしっかりと前に押し出し、会議室の部屋があるからそこでも試食できるではなく、いつでも試食できるといった要素を組み込んでいただきたい。また、施設の概要、諸室のところでいえば、ICTの発信などはぜひ書き込んでいただきたい。例えば、発信のためのスタジオなど。こういった言葉が一つ入るだけで、どれだけ本気でそのICTに取り組むかという気持ちが伝わってくると思う。もう一つ言えば、4者の関係図があるが、この中で試食という言葉がほとんど出てきてない。見学は出てくるが、保護者はもちろん、生産者も試食すべきだと思う。もう一つ、市民という要素がここから欠けている。市民もこの中に関わって試食し、給食を見える化の一端を担っていくということがすごく大切だという気がする。これから来年度にかけて、結構タイトなスケジュールで、基本設計、実施設計となっていく。そうなっていけば、今言ったような要素、例えば試食スペースを突然大きくふやすことは難しいと思うので、今のうちにしっかりとその辺りを練っておいてもらい、みんなで、新しい要素を加えていただきたいと考える。

松村教育長 委員の皆さんから、いつも具体的にわかりやすく意見を出していただいている。今日も、特に食育に関しては試食のスペースの大きな取り上げ方や、試食では市民、保護者、生産者の方、それぞれ関係をしてもらっている方の試食という文言もしっかりと入れ込む、また、ICTに関わっては、そこを使ってやっていくということ、例えばその編集をするスタジオという言い方で表すなどの意見もあった。新しいものをつくるのだから、日本一いいものを作るという展望を持ってやっていくということをお願いしている。そういう意味では、事務局もしっかりと考えを聞かせていただき、わくわくするようなものを更に考えていってもらえればと思う。

教育次長 今後において大変参考になるご意見をいただいた。今意見をいただき、現状の問題を建築で解決するのではなく新しい取組をもって解決していこうというところが印象に残った。そういったところも、今後、設計や、食育、地産地消などの取組について進める中に、そういった考えを念頭に置いて進めていきたい。

松村教育長 それでは時間の関係もあるので、今日お渡しした資料を持ち帰っていた

だき、また気づきや意見等があればしっかりと事務局へ伝えていただいて、これから反映できるところをしっかりと共有させていただけばと思う。それでは、報告3についてはよろしいか。

委員一同 一了承一

松村教育長 それではこれからは非公開となるため、傍聴人に退室いただく。

一傍聴者 退室一

議案第29号 令和3年度就学時等の措置について

(児童生徒の個人情報を含む案件のため、非公開)

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。